

高齢者起点の資産管理・運用を探る

金融調査部 小林 章子／森 駿介

要 約

高齢化が進展し、高齢者やその家族が直面する様々な金融・経済上の課題が顕在化している中で、「超高齢社会における金融」の在り方への関心が高まっている。政府でも議論が進められており、金融庁は「金融業界が取り組むべき方向性と顧客が留意すべき事項についての原則等」を今後取りまとめる予定である。

高齢者の資産運用の観点からは、法定成年後見では対応は難しく、任意後見契約など、第三者による運用の余地が大きい制度の活用が重要だろう。また投資資金の減少を防ぐ制度として、わが国への「ジョイントアカウント」の導入も一考に値する。

超高齢社会に対応した金融商品・サービスは既に多くあり、制度の活用等に加えて、これらの商品・サービスの認知度や普及度をいかに高めていくかが今後金融事業者に求められるだろう。また、公的年金の持続可能性に対する不安が高まる中で「運用しながら取り崩す」ための適切な商品の提供や取り崩し型の商品の多様化も必要となる。さらに、退職後の収支や金融商品の「見える化」なども今後の課題となり得る。

目 次

- 1章 関心が高まる「超高齢社会における金融」の在り方
- 2章 資産運用の観点からの制度の検討
- 3章 金融機関としての対応

1章 関心が高まる「超高齢社会における金融」の在り方

「超高齢社会における金融」の在り方への関心が高まっている。政府では「超高齢社会における金融」の在り方の検討を進めており、2018年10月以降の金融庁「市場ワーキング・グループ」で議論がなされている。そこでは、高齢社会や退職世代等の現状・課題などを整理すると同時に、「業者起点から顧客起点のビジネスモデルへの転換」や「老後の収入や商品・サービスの『見える化』の推進」など、高齢社会における金融サービスの基本的な考え方が示されている（図表1）。また、金融庁が2018年9月に公表した「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成30事務年度）」では、超高齢社会における金融サービスの在り方に関して、「金融業界が取り組むべき方向性と顧客が留意すべき事項についての原則等」を取りまとめることが示されている。これは、2017年に策定・公表がなされた「顧客本位の業務運営に関

する原則」のように、金融機関の自発的な受け入れを促すものになるかもしれない。

本稿では、資産管理や資産運用等を行うにあたって高齢者やその家族が直面する様々な課題に焦点を当てる。例えば、認知症の高齢者名義の預金の引き出しや不動産などの資産の処分が本人の家族でも困難であり、高齢者の資産をいかに管理するかが課題となっている。また、自身の寿命よりも「資産寿命」が短くなり、保有する資産が枯渇する「長生きリスク」への不安も高まっている。金融商品は多岐にわたるものの、それが高齢者のどのようなニーズに応えるものか分かりづらいという批判もある。

これらを踏まえ、2章では、資産管理や資産運用等を行うにあたって生じ得る課題に対応する制度として、既存のものと、今後導入が検討される可能性があるものを見ていく。3章では、高齢者やその家族が抱える課題・リスクが多岐にわたる中で、どのような対応が金融機関に求められるか、ということを検討する。

図表1 高齢社会における金融サービスに関する基本的な考え方

▶ B to CからC to Bのビジネスモデルへの転換

- ✓ 業者起点の画一的な商品の提供から、個々の顧客に合わせた顧客起点のきめ細やかなサービスの提供
- ✓ デジタル化（AIやビッグデータの活用を含む）による顧客ごとの対応の容易化

▶ 金融・非金融の垣根を越えた連携

- ✓ フィナンシャル・ジェロントロジー（金融老年学）といった知見の活用
- ✓ 金融ニーズに加えて、非金融ニーズの増加（例・家事代行、見守りサービス等）を踏まえたグループ内外の金融サービス主体や金融以外も含めた地域のサービス主体との連携

▶ 「見える化」を通じたより良い商品・サービスの選択

- ✓ 老後の収入や自らの人生設計における支出の「見える化」を通じた計画的な資産の活用
- ✓ 金融機関が提供している商品・サービスについて退職世代等のどのようなニーズに応えるものか「見える化」が進み、ニーズに合った商品・サービスが選択されるメカニズムの実現

（出所）金融庁・金融審議会「市場ワーキング・グループ」（第14回）事務局説明資料から大和総研作成

2章 資産運用の観点からの制度の検討

長生きリスクを考えると、高齢投資者にとって、財産の「資産寿命」を延ばすことや相続を含む円滑な資産の世代間移転を促すことが喫緊の課題となっている。高齢者の保護に資する制度はいくつかあるが、主に資産運用に適しているかの観点から、これらの制度を概観する。

1. 既存の制度に関する論点¹

1) 資産管理・処分、資産運用の観点からの制度の検討

現状の法定後見制度²のうち、特に高齢者の資産運用の局面で問題となる「法定成年後見」(以下、法定後見)について検討する。

(1) 法定後見：後見開始後の資産運用は困難

① 法定後見の限界：成年後見人は成年被後見人の資産運用ができるか？

成年後見人は、成年被後見人の財産を投資運用できるだろうか。後見の趣旨は、成年被後見人の資産を維持・管理することで本人を保護することであり、端的に言えば、新規投資により成年被後見人の財産を増やすための利殖行為は、その職務の範囲外とされる可能性が高い。特に元本保証のない金融商品への投資は、成年被後見人の財産を毀損する恐れがあることからすれば、原則として禁止されると解されている。

したがって、いったん成年後見が開始すれば、その後判断能力が回復して後見が取り消されるなどの事情がない限り、その財産を新規に投資することができなくなる(凍結される)。

これに対して成年被後見人となる前から保有している株や投資信託の運用については、財産の管理にあたり後見人の職務の範囲内と考えられる。ただし、この場合でも投機性が高い先物取引や外債等為替リスクがある商品については取引の終了を検討する必要があるとする見解もあり³、リスク性商品の運用資金が減少することになる。

② 法定後見の実質化：成年被後見人本人が資産運用できるか？

成年被後見人等がそれ以外の人と等しく生活することができるような社会をつくるという理念から、成年後見制度の見直しが行われつつある。

例えば、2019年6月から施行される改正消費者契約法では、「成年後見が開始した場合は直ちに契約を解除する」というような契約条項は無効になる。業者は、契約の相手が成年後見を受けたからといって形式的に判断能力を判断して契約を打ち切るのではなく、本人が契約を履行できる能力があるか否かを実質的に判断して、契約を続けるか否かを決める必要がある。消費者契約法は個人投資家(消費者)と金融機関との間の契約にも適用されるため、施行後に高齢投資家について成年後見が開始した場合、金融機関側は契約を存続させるか否かの個別判断が必要になる。

1) なお、高齢者への勧誘規制について、例えば日本証券業協会のガイドラインでは「75歳以上」を目安とする高齢顧客に対して社内規則の制定やモニタリング等を求めているが、今回は紙幅の関係上触れないこととする。

2) 法定後見制度とは、判断能力に問題がある者を保護するため、家庭裁判所が選任する後見人などが本人の財産を管理する制度である。判断能力の欠如の程度により、後見(成年・未成年)・保佐・補助の3類型に分かれている。例えば、高齢者が認知症のために判断能力が「常に欠ける」と判断される「成年被後見人」になると、日常的な買い物以外、成年被後見人は1人ではできなくなる(後から成年後見人に取り消され得る)。投資も当然できない。

3) 赤沼(2012) p.213

一般的に言えば、同改正法の施行後は、成年被後見人本人が、後見開始後も投資運用を続けられる余地が出てきたとも思われる。しかし、事後的に判断能力がなかったと判断されれば、成年後見人により契約を取り消され得ることは変わらない。そのため、あえて契約を継続する業者側のリスクはなお大きい。特に投資判断においては、投資商品のリスク・リターンを理解や自己の財産状況等の複雑な情報を理解していることが求められるが、成年被後見人本人がこれらを理解すること（事後的に、理解していたと判断されること）はハードルが高く、成年被後見人本人による投資はなお難しいと思われる。

③ 後見制度支援信託

後見制度の大きな問題点の一つに、後見人による財産の使い込み等の不正行為がある。

「後見制度支援信託」は、法定後見（成年後見または未成年後見）⁴について、不正行為を防止するための信託である。この制度では、まず被後見人の財産を生活資金など日常的な支払いに利用する預貯金等とそれ以外のものに分け、後者は信託会社に信託（指定金銭信託）し、前者のみを後見人が管理する仕組みである。信託財産の払戻しには家庭裁判所の指示書が必要な他、元本が保証され預金保険制度で保護されるなど、使い込み等のリスクが低減される。

この信託の問題点は、信託できる財産が金銭に限定される（指定金銭信託）ため、被後見人の保有している株式等を信託するには換金が必要にな

ることである⁵。換金は被後見人の資産状態を大きく変えるため、本人の意思を推測して判断されるが、例えばオーナー経営者として保有している自社株式や長期保有目的ではない株式等など、金銭的価値以外に保有の合理的な理由が認められる場合でなければ、株価動向、含み損益などを考慮した上で換金されてしまう可能性がある⁶。すなわち、金融機関の運用資産の減少ともいえる。

以上より、法定後見への支援は、既存顧客へのサービスの一環として有用ではあるものの、資産運用を促進するものとは言い難い。金融機関としては、次に挙げる任意後見契約や信託⁷などの利用を促すことが考えられる。

（2）任意後見契約：財産管理契約との組み合わせでフレキシブルな対応が可能に

任意後見契約とは、高齢者の判断能力に問題が生じた場合に、任意後見人に財産管理等の代理権を与える内容の委任契約である。委任の内容は契約で自由に決められるため、先に見たように、法定成年後見では難しい元本保証のない資産運用であっても、契約内容に定めておくことで可能になる。金融機関にとって成年後見制度と比較してデメリットが少ない。

この任意後見契約と、高齢者が委任者、弁護士等が受任者となって財産管理を行う「財産管理契約」をセットで締結することが考えられる（移行型）。高齢者の判断能力に問題が生じて任意後見を開始するまでは財産管理契約に基づき受任者が財産を管理し、任意後見開始後は任意後見契約に

4) 任意後見、保佐、補助では利用できない。任意後見については、後述の「任意後見制度支援信託」を展開している金融機関がある。

5) 家庭裁判所「後見制度において利用する信託の概要」

6) 最高裁判所「後見制度支援信託の目的と運用（イメージ）」

7) 例えば、高齢者（委託者）の生存中はその家族（受託者）に資産の管理・運用を委託する信託（いわゆる「家族信託」）など。

移行して後見人が財産管理を行うことになる。いずれの契約でも財産管理の内容を自由に決めることができるため、判断能力の低下の前後を問わない継続的な資産運用が可能になる。

また財産管理契約は、判断能力には問題が生じていないが身体的な問題を抱えている高齢者にも対応できる。身体能力や判断能力が低下していく高齢者の状況に合わせて、フレキシブルな対応ができるものといえるだろう。金融機関としては、財産管理契約や任意後見契約の内容などについて、専門家と連携したアドバイスを行うことや、「任意後見制度支援信託⁸⁾」を通じたサポートなどが考えられる。

2) 資産移転に関わる制度：相続法の改正

(1) 高齢配偶者の保護を強化

2018年7月に成立したいわゆる相続法の改正では、高齢化の進展による老老相続の増加を受けて、被相続人と同年代と想定される「高齢配偶者」に対する保護の強化が図られた⁹⁾。特に高齢配偶者の住む場所を確保するための見直しとして、①配偶者の居住権、②長期間婚姻している夫婦間での自宅の贈与の取り扱いが措置された。いずれも、配偶者が自宅不動産を承継したことで、その後の遺産分割で不利にならないようにし、預貯金や株式など生活資金のための資産を配偶者がより多く取得しやすくすることを目的としている。

(2) 次世代への資産移転にはマイナスの影響

このように配偶者の保護が手厚くなることへの裏返しとして、一般的に言えば、被相続人の子などが承継する資産は相対的に減り、1次相続において次世代に移転する資産の規模は縮小することになる。1次相続で配偶者に移転した資産は、その配偶者から子などへの2次相続によって承継されることになり、次世代への資産移転のスピードも後退すると考えられる。

次世代への資産移転を進めるという観点でみた場合には、今回の相続法の改正はマイナスの影響があることは否定できない。

これに対しては、次世代への生前贈与を促進するため、相続税に比べて贈与税の負担が重い税制¹⁰⁾の見直しや、配偶者への資産移転を前提として、NISA制度の活用を含めた「貯蓄から資産形成へ」の流れを加速させることで被相続人の資産規模自体を底上げすることや、個人型確定拠出年金(iDeCo)のさらなる拡充により高齢配偶者自身の自助を促すことなどが重要になるだろう。

2. 新たな制度への期待：ジョイントアカウント

1) ジョイントアカウントとは

ジョイントアカウント(Joint Account)とは、2人以上の名義人で開設される銀行口座や証券口座¹¹⁾をいう。米国、英国、香港等の英米法の国・地域で利用されている制度である。ここでは、米

8) 一例として、三井住友信託銀行の商品がある。

<https://www.smtb.jp/personal/entrustment/management/any-guardianship/>

9) 詳細は、小林(2018)を参照。

10) わが国では、相続税の課税回避(累進回避)を防止する観点から、贈与税に対して相続税に比べて高い税負担水準が設定されてきた。政府税制調査会第18回(2018年10月17日)財務省説明資料「資産課税(相続税・贈与税)について」参照。

11) 例えば、メリルリンチのジョイントアカウントの開設契約書を参照。

https://olui2.fs.ml.com/Publish/Content/application/pdf/GWMOL/Joint_Account_Tenancy_Agreement_-_1277.pdf

国におけるジョイントアカウントの制度について紹介する。

(1) ジョイントアカウントの目的・形態

米国におけるジョイントアカウントの開設の目的としては、①婚姻生活の便宜のために夫婦共同名義の口座を開くケースが典型的であるが、その他にも②後見制度の代替として用いるケースや、③遺言の代替として用いるケースなどもあるようである。

①は、夫婦の婚姻生活を賄う口座を共同名義で開設し、生活に必要な支払いをこの口座から行うことが考えられる。例えば夫婦のどちらも口座の保有者として相手方のサインなしに預金を引き出すことができる。②は、認知症などによって財産管理能力を喪失することに備えて、あらかじめ財産管理を委任したい相手を自分の口座の共同名義人に加えることで口座の財産を管理させることができ、口座内の資産の凍結を避けることが

できる。③は、資産を承継させたい者と共同名義の口座にすることで、口座内の全財産を、遺産外の財産として裁判所での遺言検認による相続手続 (probate) を経ずに、他方の名義人に自動的に移転させることができる¹²。口座内の財産が凍結されることもなく、死亡後に通常求められる probate を省略でき、時間やコストの節約になる。

また、口座の種類としては、主に図表2のような3種類がある。このうち「(B) 夫婦共有」は、夫婦の財産関係について共有財産制¹³を採る州 (カリフォルニア州など) において、夫婦の共同名義に限って開設できる口座である。他方、「(A) 生存者権付き共有」と「(C) 共有」は、わが国と同じく別産制を採用する州で開設される。(A) については、例えばXとYの2人で開設した預金口座内の財産について、お互いの生存中は口座名義人として口座の全ての財産を引き出すこともできる (なお、このリスクに対しては金融機関の免責規定が設けられている)。またXの死亡後、口

図表2 ジョイントアカウントの種類

| | (A) 生存者権付き共有 (Joint Tenants with Right of Survivorship) | (B) 夫婦共有 (Tenants by the Entirety) | (C) 共有 (Tenants in Common, Joint Tenants without Right of Survivorship) |
|--------------|---|--|---|
| 開設可能な者 | 18歳以上 | 特定の州 (共有財産制の州) の夫婦のみ | 成人 (注) |
| 共同名義人生存中 | 各共同名義人は口座内の財産について同等の権利を持つ | 左記と同じ | 各共同名義人は口座内の財産について個別の持分を持つ |
| 共同名義人の一方の死亡後 | 裁判所での遺言検認による相続手続 (probate) なしに、口座内の全財産が共同名義人の他方に移転する | 左記と同じ | 自分の持分を相続受益者に遺すことができる 持分は共同名義人の他方に移転せず、遺産 (estate) に入る probate 中も、共同名義人の他方は自分の持分にアクセスできる |
| 開設目的 | 生活の便宜 財産管理能力の喪失への備え 遺言代用手段 | 生活の便宜 財産管理能力の喪失への備え 遺言代用手段 | 生活の便宜 財産管理能力の喪失への備え |

(注) 州によって異なるが、原則として18歳以上
(出所) 米金融業規制機構 (FINRA) ウェブサイト等を基に大和総研作成

12) 移転を受ける権利を「生存者権 (Right of Survivorship)」という。

13) 共有財産制とは、婚姻後に増加した財産は原則として全て夫婦の共有になるとする制度。

座内の全財産は probate なしに Y に移転する。

(2) ジョイントアカウントの課税¹⁴

連邦税¹⁵の課税関係は、夫婦間で開設する場合とそれ以外で区別される。夫婦間では、遺産税や贈与税の無制限控除により、口座開設時、終了時、死亡時のいずれにおいても課税されない。他方、親子間など夫婦間以外の場合は、開設時は課税なし（引き出し時に贈与税課税）、終了時に贈与税、死亡時に遺産税が課税される。

2) わが国への導入の課題

現状、わが国では共同名義口座を開設することはできないが、以上のジョイントアカウントの内容からすれば、特に高齢者の資産の管理・運用や移転のための制度として、同様の制度を導入するニーズが認められるだろう。ただし、それにはいくつかの問題をクリアする必要がある。例えば口座の法的性格や、贈与や相続などの財産承継の方法や遺留分など既存の制度との関係、課税上の扱いなどの問題が考えられる¹⁶。

しかし、ジョイントアカウントは、高齢者の状況に合わせたフレキシブルな資産管理や運用、簡便な資産移転を可能にするだけでなく、投資資金の減少を防ぐという意味で大きな意義がある。高齢投資者が証券口座を開設する際に、配偶者や子を共同名義人とするジョイントアカウントを選択できれば、判断能力が低下してきたとしてもそのまま配偶者や子に管理・運用させることができる。

成年後見の開始等による換金を防ぐことができるだけでなく、配偶者や子の投資体験を通じて金融リテラシーを高める機会にもなる。今後、本格的な導入の検討が進められることを期待したい。

3章 金融機関としての対応

1. 既存の商品・サービスの認知度・普及度をいかに高めるか

超高齢社会への対応のために、ここまで見てきた制度の活用等のみならず、金融機関としても今後対応が必要となるだろう。金融庁の動向だけでなく、既存の伝統的な金融機関のコアの顧客層が高齢者であり、ビジネスの持続性を高める上でも高齢顧客を意識した業務運営は重要であるためだ。

では、金融業界として、どのような取り組みを行うべきか。高齢者や高齢者の家族における金融上の課題・リスクは多岐にわたるが、これらの課題・リスクに対応するための金融商品・サービスは既に多くある（図表3）¹⁷。今後は、このような「金融商品・サービスの認知度や普及度をいかに高めるか」ということが取り組みの第一歩となるのではないだろうか。

例えば、「資産管理・保全」の分野では、2章で取り上げた「後見制度支援信託」や、家族を受託者として資産管理を委託する「家族信託」などが存在する。しかし、ウェブサイト検索による調査の結果、「後見制度支援信託」を扱う地方銀行は3行（2018年10月時点）にとどまり、地方

14) 前田（2018）pp.55-57

15) 連邦税の他、州税（地方税にあたる）として相続税または遺産税が課される州がある。

16) なお、米国で開設されたジョイントアカウントの口座名義人死亡時の権利移転について、わが国税法上は「みなし贈与」として相続税課税（相続税法9条）とするものとして前田（2018）p.79、所得税（一時所得）課税の余地ありとするものとして高橋（2013）pp.93-94 参照。なお税務当局が実質的な死因贈与契約による取得として相続税を課した事例として東京地判平成26年7月8日判タ1415号283頁（ハワイ州での開設）。

17) 超高齢社会における金融上の課題・リスクに対応するための金融商品・サービスの具体例や内容は森（2018）を参照。

図表3 超高齢社会における主な金融商品・サービス

| 分野 | 金融商品・サービス例 |
|-------------------|---|
| 資産管理 ・ 保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 後見制度支援信託、後見制度支援預金など、成年後見制度を補完する商品 ・ 家族を受託者として資産管理を委託する民事信託のスキーム組成支援等のサポート ・ 高齢顧客の家族や親族へ利用履歴を自動配信するデビットカードの発行 ・ 認知症や金融詐欺が疑われる取引を検知するシステムの導入 ・ 記憶能力が低下し、パスワードが思い出しづらい高齢者のための音声認証機能のATM等への導入 |
| 資産移転 (相続・贈与など) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺言信託、遺産整理業務、遺言代用信託などの相続関連商品 ・ 暦年贈与信託、教育資金贈与信託などの各種税制優遇制度を活用した資産移転 |
| 資産運用 ・ 取り崩し | <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者のリスク回避度に合わせた投資信託や資産枯渇を回避するための分配方法を取る投資信託 ・ 取り崩しや相続・贈与の機能が付与されたラップ口座 ・ 高齢営業員による資産運用アドバイス |
| 各種金融関連 リスクへの対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知機能低下リスクへの対応：認知症保険 ・ 長生きリスクへの対応：終身年金、トンチン年金 |
| 非金融 サービス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢顧客の親族との連携：顧客の親族等の連絡先の取得など ・ 自治体や地域包括支援センターなど関連機関との連携による、地域包括ケアシステム構築への貢献 |

(出所) 各種資料から大和総研作成

圏では利用は難しいという課題がある。また、「家族信託」についても、スキームの組成支援等をサポートする金融事業者に専門性が求められるため、取り扱いを行う金融機関は限られている。

他にも、「長生きリスク」の顕在化による資産枯渇の回避を実現する手段として「トンチン年金」がある。2016年以降、生命保険会社から「トンチン年金」の性質を有した年金保険商品が提供されている。しかし、「トンチン年金」など終身年金の普及率は日本でもまだ高くない。この理由としては、その商品性から保険料が高くなってしまふことが挙げられる。そのため、退職後の高齢者が資産枯渇のリスクを回避する手段として第一に考えられるのは、終身年金というよりもうまく資産を「運用しながら取り崩す」ということになる。

2. 超高齢社会における「資産運用・取り崩し」の論点

公的年金の持続可能性への不安が高まる中、退職後も「運用しながら取り崩す」ということが高齢者には求められるだろう。しかし、資産形成時に有効な手段として「ドルコスト平均法」や「国際分散投資」などの考え方が定着する一方で、退

職後にいかに「運用しながら取り崩すか」という点の方法論などが日本では定着していない。例えば、一般的に退職前後はライフサイクルの中で保有資産残高が最も大きい時期であるため、収益率が悪い場合のダウンサイド・リスクも最も大きくなる点はあまり意識されていない。このリスクに対処し得る商品・サービスの提供が必要だろう。

第一の対処法は、資産価格が大きく下落した場合に下限（フロア）があるようなポートフォリオを組むことであろう（祝迫、(2011)）。例えば、日本で提供されている投資信託の中には、一定の基準価額を下回ると繰り上げ償還するような「損失限定型」の商品が存在する。また、フロアは設定されていないものの、市場環境が大きく変化した場合に短期金融資産等の比率を高めることで基準価額の変動を抑制するバランス型の投資信託もある。

第二の対処法は、「定額」ではなく、「定率」での取り崩しを行うことである。これは、例えば前期末残高の4%など一定割合を引き出していく手法である。マーケットの悪化から保有資産残高が減少しても、定率での取り崩しのため、取り崩し額の減少により調整される。資産枯渇リスクを一

定程度回避できると言えるだろう。実際、日本においても、目標分配率が設定された「定率取り崩し型」に近い投資信託が出てきている。

ただし、「定率」での取り崩しは、保有資産残高が少なくなった際に、取り崩し額も小さくなり、日々の消費を抑える形で調整しなければならないということは留意点である。また、日本で普及度が高い分配型投信の多くが当てはまる「定額」での取り崩しも資産枯渇のリスクは低くないものの、一定額の取り崩しであるため、資産が枯渇しない限りは一定の購買力が確保できる利点もある。このように、取り崩し方法には、それぞれ一長一短があることが分かる¹⁸。顧客本位の原則に沿って考えると、それぞれの金融商品の特性を投資家にとって分かりやすくすることに加え、多様なリスクに対応するための運用商品、特に取り崩し方における多様化が、今後はより求められるかもしれない。

3. 求められる「見える化」

超高齢社会において目指すべき金融への対応のため、先に挙げた点の他に、金融庁からは金融事業者に対して退職後の収支や各種商品の「見える化」を行うことが期待されている。退職後の資産運用・取り崩しの意思決定に際しては、想定している余命や遺産動機、退職時点での保有資産、将来の期待キャッシュフロー、運用の期待リターンや将来の物価動向など様々な要因が影響を与える。これらの顧客の情報や市場の動向等を総合して、退職後の収支を可能な限り「見える化」することが金融事業者として求められるだろう。その際には、顧客の選好や各種個人情報を把握するこ

とが第一となるため、顧客との信頼関係構築がより一層必要となる。

退職後の収支がある程度「見える化」された上で、どういった金融商品が各種リスクを低減させる機能を持つのか、分かりやすく提示する、金融商品の「見える化」も今後求められよう。例えば、分配型投信でも元本の取り崩しの可能性を目論見書に明記した商品も最近では出てきているが、これも金融商品の「見える化」の一つと言えるかもしれない。

4. 最後に

ここまで見てきたように、高齢者の資産管理や資産枯渇リスクへの対応として、様々な金融商品・サービスが存在すること、また、今後はいかにこれらの商品・サービスの普及度・認知度を高めるか、ということが課題となることなどを見てきた。今後、高齢者の多様なニーズに対応するためには、それだけでなく金融・非金融の垣根を越えた連携や非金融サービスの提供も必要となってくるかもしれない。

例えば、米国ではテクノロジー企業と連携して、多額の引き出しや同じ日に複数回の引き出しが見られるなど、金融詐欺や認知症が疑われる異常を検知するシステムが開発されている。他にも、高齢顧客の認知症が疑われる兆候の第一発見者に金融事業者がなる可能性もあるため、地域包括支援センターや医療機関等の関連機関との連携も必要かもしれない。早期発見が認知症や認知機能の低下の症状緩和や抑制に有効と言われるためである。いずれにせよ、認知機能の低下が高齢者の金融行動や経済社会に与える影響について、金

18) 定率の取り崩し方法以外にも、米国では、資産取り崩しについて様々な考え方が提示されている。詳細は、杉田(2014)を参照。

融事業者には今後もより深い理解とともに様々な商品・サービスでの対応が望まれる。

【参考文献】

- ・Gregory Eddington (2014) “Survivorship Rights in Joint Bank Accounts: A Misbegotten Presumption of Intent” (Marquette Elder’s Advisor: Vol.15)
- ・赤沼康弘 (2012) 『成年後見制度をめぐる諸問題』、新日本法規出版
- ・祝迫得夫 (2011) 「ライフサイクルと金融ポートフォリオ選択」 翁邦雄・北村行伸編著 『金融業と人口オナーナス経済』、日本評論社
- ・小林章子 (2018) 「相続法改正の概要【確定版】」、大和総研レポート (2018年7月24日)
https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20180724_020221.html
- ・杉田浩治 (2014) 「重要性高まる『退職後の資産運用・引出し支援ビジネス』」、日本証券経済研究所
- ・高橋貴美子 (2013) 「ジョイント・アカウントの課税関係」、『税務弘報』2013年12月号
- ・前田絢加 (2018) 「米国の合有・共有財産権に対するわが国税法上の取扱い——ジョイント・テナンシーとジョイント・アカウントの権利移転を中心に——」、立命館法政論集第16号
- ・森駿介 (2018) 「金融ジェロントロジーの観点で見る地域金融」、大和総研レポート (2018年11月7日)
https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/it/20181107_020425.html

[著者]

小林 章子 (こばやし あきこ)



金融調査部
研究員
担当は、民法（相続法・債権法）、
税制、会社法、金融商品取引法

森 駿介 (もりしゅんすけ)



金融調査部
研究員
担当は、金融・資本市場